年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和38年4月から44年3月まで

③ 昭和46年10月から48年3月まで

④ 昭和50年10月から55年3月まで

申立期間の大部分は国民年金保険料免除の記録になっているが、自分が 免除申請をしたのは1回のみであり、保険料については、欠かさず納付し てきたので、このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和55年6月に、37年度、45年度及び48年度の保険料を特例納付したことが確認できるところ、特例納付は、古い期間から優先して納付していくのが一般的な事務処理であったことから、申立期間③のうち46年10月から47年3月までの期間について、未納となっているのは不自然である。

また、特例納付を行った場合に残存しているはずの特殊台帳が存在せず、 行政側の記録管理に不備が見受けられる。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、約17年間にわたる国民年金加入期間のうち、半分以上は申請免除となっているものの、未納期間は無いことから、保険料の納付が困難な場合には、適切に免除申請を行っていた様子がうかがえ、申立人夫婦の納付状況は概ね同一であることから、申立期間③のうち46年10月から47年3月までの期間、及び申立期間④のうち昭和50年10月から51年3月までの期間について、その夫が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

2 申立人は、国民年金保険料については欠かさず納付してきたと主張しているが、申立期間当時の納付方法等に係る記憶は不明瞭と言わざるを得ない。

また、申立人は、免除申請を行ったのは1回のみであると主張しているが、市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が12回にわたって免除申請を行った記載が見られる上、免除となっている期間もおおむね夫婦同一であることが確認できる。

さらに、申立人の長女、次女及び長男からも聴取したが、申立てに係る 事実を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は存在しない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年10月から47年3月までの期間及び50年10月から51年3月ま での期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から37年3月1日まで 社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の一部が厚生年金保険 に未加入とされているが、給与から厚生年金保険料も控除されていたし、 在職中にケガをして健康保険で病院にかかった記憶もあるので、当該期間 について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間について A社に昭和36年12月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間のうち昭和36年12月21日から37年1月31日について厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和36年12月から37年1月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和37年2月について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止され、

事業主も既に死亡しているため確認することはできないものの、申立人と同様に約半数の従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日が37年3月1日となっていることから、申立人及び約半数の従業員の被保険者資格取得日を同年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年3月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る37年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、市役所の出張所で納付した。第3号被保 険者期間であり、重複納付となることから、納付した保険料を返してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3号被保険者期間である申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人から聴取しても、納付時の状況に係る証言内容は具体的とは言い難い。

また、申立人は、国民年金に加入した平成 10 年 9 月 18 日をもって第 3 号 被保険者と認定されたことが、社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立期間に係る納付書が発行された可能性は考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を市役所の出張所で納付したと主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳が交付された平成10年9月の時点では、申立期間の保険料は既に過年度となっていることから、市役所の出張所では取り扱うことができなかったと考えられる。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

地元の郵便局の職員から勧められて国民年金の加入手続を行い、保険料については、資格取得時までさかのぼるよう計算してもらった上で、約 10 万円を納付したので、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局事務センターが保管する「領収済通知書」から、申立人が、 国民年金に加入した直後の昭和49年12月19日に、40年4月から49年3月 までの期間の保険料を過年度納付及び特例納付により一括して納付したこと が確認できるが、その納付額に当該年度の現年度保険料を加えた額は約10 万円となり、申立人が納付したと主張する額とほぼ一致する。

また、仮に申立人が、この時点で申立期間の保険料も含めて特例納付していたとすれば、現年度保険料を除いても、その納付額は 13 万円を超えることになり、申立人の主張内容とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間、及び平成8年4月から 11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認め ることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで

② 平成8年4月から11年8月まで

申立期間①については、父が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料 も納付してくれていたと思う。

また、申立期間②については、年に一度、市民税、国民健康保険税及び 固定資産税とともに、年度分の国民年金保険料を一括して市の集金人に納 付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間 の保険料を納付したとするその父は既に死去しており、申立人自身は国民 年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険 料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 2 月に払い出されていること、及び市が保管する国民年金被保険者名簿には 45 年 2 月 17 日に国民年金の加入手続がなされた旨を示す記載があることなどから、この時点では、申立期間①のうち昭和 42 年 10 月から同年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「年に一度、各種税金とともに、年度

分の国民年金保険料を一括して市の集金人に納付していた。」と主張しており、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の主張するとおり、年度分の保険料を一括して納付していることが確認できるものの、申立人の国民健康保険税の納付記録を見ると、申立期間が含まれる平成9年度の4期から8期までは11年3月3日、10年度の1期から8期までの全期分は12年12月5日に、それぞれ遅れて納付していることが確認できる上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料はいずれも過年度納付されているなど、その主張内容とは相違がみられる。

また、申立期間②の直後である平成 11 年 9 月分の保険料は、13 年 10 月 に過年度納付されており、その時点で納付可能な期間を最大限さかのぼっ て納付していることから、これ以前の期間については、時効により納付で きなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から51年3月25日まで

私は、昭和47年10月17日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、51年3月25日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、資格喪失年月日が49年8月31日となっているが、途中退職した覚えは無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A社は、平成20年2月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から事情を聴取することもできず、当該事業所の破産管財人に対して、社員名簿、賃金台帳等の資料について照会したが、関連資料は無いとの回答であった。

また、申立人は当時学生であり、申立人と同じ勤務形態で就業していた者はいなかったことから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入及び保険料控除について証言が得られない上、申立人自身も保険料控除に関する記憶が不明瞭である。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「パートタイマーであり、厚生年 金保険には加入していない。」と証言している。

加えて、雇用保険の加入記録について確認しても、申立期間について被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年6月30日まで 社会保険事務所から連絡を受け、厚生年金保険の加入記録を確認したと ころ、A社における標準報酬月額について、社会保険事務所の記録と申立 期間当時の決算書に記載してある報酬額に違いがあるので、正しいものに 訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、事業主の妻であった申立人が取締役を務めていたA社は、平成10年6月30日をもって適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年7月23日に、8年7月については50万円から9万8,000円に、同年8月から10年5月までの期間については20万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は、 申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、給与や社会保険に係る事務を担当しており、「申立期間 当時、厚生年金保険料の滞納や、事業所の全喪届や全喪後にさかのぼって標 準報酬月額の変更届を提出した記憶は定かでない」、「当該事業所の経営に 関しても代表取締役である夫と一体となって行っており、社会保険に関する 事務も掌握していた。」と証言していることから、申立人は同社取締役とし て、標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から19年10月11日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険に係る標準報酬月額について、給与明細書に記載された総支給額より低い額となっていることが判った。標準報酬月額に誤りがあると思うので、正しい額に訂正してもらいたい。裏付けとなる給与明細書、源泉徴収票を添付して申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管する給料明細書から判断すると、給与明細書上の給与支給額と事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が相違している期間があることは確認できるものの、給与明細書における厚生年金保険料の控除額と社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が同額であり、正しく控除されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から13年6月30日まで 社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引 下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。元の記録に訂正して もらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成 11 年 11 月から 13 年 5 月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった 13 年 6 月 30 日より後の同年 7 月 3 日に、申立人の標準報酬月額が、11 年 11 月から 12 年 9 月までの期間は 26 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 5 月までの期間は 26 万円から 9 万 8,000 に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人はA社の事業主である上、申立人から聴取したところ、「平成13年ごろ、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員と相談した上で、厚生年金保険からの脱退と、標準報酬月額をさかのぼって引き下げることに同意した。」との証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち平成10年2月から11年10月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額はさかのぼって引き下げられておらず、A社において経理事務を担当していたとする申立人の妻から聴取したところ、「平成9年ごろに経営上の問題があり、申立

人の給与額を下げたため、それに伴い標準報酬月額を低く届け出た。」と の証言が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。